

令和3年11月12日

排出事業者の皆様へ

今後の廃プラスチック類の取り扱いについて（お願い）

公益財団法人島根県環境管理センター  
クリーンパークいずも

平素は、当財団の運営に関し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当財団では、公共関与型の産業廃棄物最終処分場としての役割を果たしていくため、廃棄物の受け入れに関する【財団の基本姿勢】に基づく、様々な取り組みを行っています。

この度、現在、埋立処分を行っている最終処分場の埋立ペースが早い状況を踏まえて、受け入れられる産業廃棄物のうち、特に埋立容量を圧迫している廃プラスチック類は、苦渋の決断でございますが、下記のとおり、令和4年4月1日以降の受け入れをお断りさせていただきたく存じます。

長年、当財団施設をご利用いただき、廃プラスチック類を搬入されている排出事業者の皆様には、ご迷惑をお掛けすることになり大変申し訳ございません。

こうした財団の取り組みをご理解いただきまして、今後は、他の安定型処分場への搬入、中間処理（固形燃料化や焼却処分など）やりサイクルなどに取り組んでいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 【財団の基本姿勢】

- ・発生した産業廃棄物は、徹底した分別によるリサイクル・減量化により、どうしても最終処分（埋立）しなければならない産業廃棄物のみを受け入れること
- ・現在、埋立処分を行っている「管理型最終処分場」での受入廃棄物については、管理型処分場でしか処分ができない廃棄物を主に取り扱うこと
- ・こうした取り組みを通して、島根県が目指す「しまね循環型社会」の形成に寄与する

## 記

### 1. 取扱内容等

**廃プラスチック類は、令和4年4月1日（金）以降の受け入れをお断りします。**

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、受け入れが可能です。

- ①石綿含有物であること
- ②プラスチック類を含んだ畳（例：スタイロ畳）

### 2. 現行契約の取り扱い

現在、締結中の契約のうち、埋立処分を委託する産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類」の記載があり、かつ、契約書第15条の有効期間が令和4年4月1日を超える場合は、令和4年4月1日以降の「廃プラスチック類」の受け入れはお断りさせていただきます。

### 3. 留意事項

- ・令和4年4月1日以降に持ち込まれた廃プラスチック類はお持ち帰りいただきます。また、持ち帰りにより生じた排出事業者及び収集運搬事業者の不利益等について、当財団はその責任は負いません。
- ・中間処理事業により発生した中間処理廃棄物（廃プラスチック類）については、別途対応します。